

「ドアの反乱」再考

—アンテベラム期アメリカ合衆国における人民主権論—

小原豊志

I はじめに

南北戦争のさなかの 1863 年 11 月、いわゆるゲティスバーグ演説のなかでエイブラハム・リンカン大統領は「人民の、人民による、人民のための政府」(the government of the people, by the people, for the people) がこの国難によって廃絶されてはならない、と述べた。このあまりにも有名な一節は、統治の起源と主体、およびその目的をすべて人民に帰した点で合衆国の統治原理を端的に言い表したものとえよう。しかしながら、ここで筆者が問題にしたいのは、かかる理念のもとに発足したはずの合衆国が建国からわずか 70 年にして南北戦争という国家分裂状態に陥り、その收拾にあたったリンカンがこの原理をあらためて国民に説かなくてはならなかった理由である。人民が相争う内戦を招いたのは人民主権原理が機能不全に陥ったためであったのだろうか。それとも、この原理に内在するなんらかの要因がこの国家分裂を必然化させたのであろうか。こうした疑問を解決するには、^{アンテベラム}南北戦争以前期において人民主権論がどのように理解されていたかを把握する必要がある。

こうした問題意識のもとにアンテベラム期のアメリカ史を振り返ってみたとき、筆者が注目するのは、1840 年代初頭にニューイングランドの小州、ロードアイランド州において勃発した政治闘争である。その指導者の名を冠して「ドアの反乱」(Dorr Rebellion, 1841-42。以下では「反乱」と表記) と呼ばれるこの闘争は、選挙権問題に端を発した州統治権力の掌握闘争であった。すなわち、当時の同州は合衆国で唯一州憲法を制定していなかったため、同州において選挙権の拡大を要求した勢力は、その実現手段として自らの手で州憲法を制定したのであった。しかも、それにとどまらず、彼らはその憲法のもとで設立した政府こそが正統な政府として既存政府に統治権力を移譲するよう迫ったのである¹。はたして「反乱」は既存政府の徹底的な弾圧によってただちに制圧されたのであったが、その余波は連邦レベルに及び、「反乱」を起こした側の論理の是非がさかんに議論されたのであった。

筆者が「反乱」に強い関心を寄せるのは、その議論の中核をなしたのが「人民主権とは何か」という合衆国の統治原理に関わる問題であったからである。すなわち、「反乱」は統治への参加手段である選挙権の問題にとどまらず、統治の基本法である憲法は誰によって、いかなる方法で制定されるべきか、という根源的な問題を建国後半世紀経過した合衆国にあらためて問いかけるものであったのである。

ところで、「反乱」の先行研究を振り返ってみれば、その多くは選挙権の拡大(男子普通選挙制の実現)というドア派の理念に対しては共感を示しつつも、彼らが直接的に憲法を制定したことについては、これを「急進的」ないし「革命的」行為として批判する傾向にある²。その背景には合衆国の人民主権原理の構築に関する伝統的な理解がある。それによれば、独立直後の民衆の姿に「民主主義の行き過ぎ」を見て取った建国の父祖たちは革命権に象徴される独立宣言の急

進的要素を取り払う必要性を感じたため、「我ら人民は」We, the People という主語で始まる合衆国憲法を制定しながらも、そこに人民の影響力を極力減じる仕掛けを講じたのであった³。このような合衆国憲法の制定事情を受け、人民の主権はあくまでも投票行動を通じてのみ発揮されるとする人民主権理解が一般的となったのである。

しかしながら、近年になって、人民は無条件の政府改廃権を留保しているとする人民主権論が建国後も存続していたことを指摘する研究が現れている⁴。ここで指摘されているように、独立期から建国期にかけて人民主権論が人民の主権を制約する方向に収斂していったのではなく、人民の主権を広く認める「もうひとつの人民主権論」が存在していたとすれば、いまあらためて検証すべきは、ドア派の闘争を反乱というバイアスのかかった呼称からいったん解き放ち、「もうひとつの人民主権論」を視野に入れつつドアの人民主権論の特質を明らかにすることであろう。

そこで本論ではまず「反乱」の概要を示したのち、ドアの人民主権論の特質を反ドア派の言説と対照させながら把握することにより、アメリカ立憲主義の歴史にドアの人民主権論を位置付けてみたい。

II 「反乱」の概要

「反乱」は選挙権の拡大を目的として始まった州憲法会議招集運動が州憲法制定運動に転化し、ついには自主的な憲法制定をつうじて新政府を樹立せんとした制憲闘争であった。

ロードアイランド州で選挙権の拡大要求が高まったのは、植民地勅許状に由来する統治体制が建国後の人口動態と齟齬をきたしたことにあった。同州は建国後も植民地期の排他的な土地所有選挙権資格を維持し、かつまた植民地議会の議席配分規定を州下院のそれに流用したため、州の統治権力は植民地期に海運業や奴隷貿易で繁栄したニューポートを中心とする州南部の土地所有利害によって掌握されつづけていた⁵。しかし、19世紀に入り、プロヴィデンスを中核とする州北部で木綿工業を主軸とする工業化が開始されると、この地域に急増した労働者の間に選挙権資格の緩和と人口動態に応じた議席配分を要求する声が高まったのであった。はたして1820年代以降になると、以上の要求の実現を目指した州憲法会議招集運動がプロヴィデンスの労働者を中心に展開されたのであったが、それは既存政府によってことごとく封殺されたのであった⁶。

運動の転機になったのは1840年の大統領選挙であった。この選挙はホイッグ党が「丸太小屋とリンゴ酒」という大衆煽動的な選挙戦術を採用し、全国平均で76.4パーセントという高い投票率のもとに政権奪回を果たしたことで知られている⁷。しかしながら、ロードアイランド州の有権者の関心は低く、その投票率は33.6パーセントと全国で最低の数字を記録した。しかも同州では土地所有資格のために成年男子の6割近くが全国的な関心を集めたこの選挙に投票できなかったのであった⁸。その結果、非有権者の間では有権者の政治的アパシーに対する反感とあいまって政治参加の欲求が再燃することになったのである。

この選挙権拡大運動を率いた人物が当時三十代半ばの気鋭の弁護士、トマス・ウィルソン・ドアであった⁹。ドアを中心とする改革志向の中産階級と労働者の連合勢力はそれまでの経験から、州憲法会議招集運動によって選挙権の拡大をはかることは不可能と判断し、1841年に入ると州憲法の自主的な制定作業に着手した¹⁰。その結果、同年12月に制定されたのが「人民憲法」(People's Constitution)である。そののち、ドア派はこの憲法のもとで州選挙が実施されたのちには統治権力を新政府に移譲するよう既存政府に要求したのであった。これに対し、既存政府は人民憲法の無効を主張し続け、ドアが1842年4月の選挙で州知事に選出されたのちも新政府を

認めることはなかった。こうした膠着状態のなか、事態の打開を求めたドア派は5月に州武器庫の制圧をはかったが、それは既存政府側の反撃に会い失敗に終わる。こののち既存政府は戒厳令を発令してドア派を徹底的に弾圧した。州武器庫の制圧失敗後、州外逃亡をはかっていたドアも1843年10月に逮捕され、翌44年7月に反乱罪のかどで終身刑に処されることになる。

こうしてこの闘争は一応の結着をみたのであったが、その後、「反乱」は「ロードアイランド問題」(Rhode Island Question)として連邦の場に大論争をもたらすことになった。すなわち、連邦議会においては、ドアを支持する民主党北部派が、「反乱」中にジョン・タイラー大統領が示した親既存政府的対応を合衆国憲法に定める「共和政保障条項」違反とみなし、弾劾に向けた「反乱」調査委員会を下院に設置する事態にいたった¹¹。他方、連邦最高裁判所に対しては、「反乱」中に既存政府が発した戒厳令の無効確認訴訟が提起された。これらはドアの人民主権論の正当性とドア政府の正統性を確認せんとした動きであったが、連邦の立法および司法のいずれの場においてもそれらに明確な判断が下されることはなかった。このような状況のなか、ドアは失意のまま1854年に病により49歳の若さで鬼籍に入ったのであった。

Ⅲ ドアの人民主権論の特質

それではドアの人民主権論とはいかなるものだったのであろうか。その特質を把握するために、以下では三つの資料を分析する。

その第一は、1829年に州総会に提出された『選挙権の拡大に関するベンジャミン・ハザード報告』(以下、『報告』と表記)である¹²。これは同年に州総会に提出された選挙権資格の緩和を求める請願についてその諾否を委ねられた院内の委員会が作成したものである。このなかで委員長のベンジャミン・ハザード州下院議員(ニューポート選出)は請願を一蹴した。その論理はそれまで州総会を牛耳ってきた州南部の土地所有利害の人民主権観を如実に示すものであった。そこで、ドアの人民主権論の特質を把握するに先立ち、『報告』に示された伝統的な人民主権論の特質を把握する。

第二は、1834年3月に発表された『州憲法制定促進会議からロードアイランド州の人民に向けた演説』(以下、『演説』と表記)である¹³。プロヴィデンスでは1830年代に入ると、『報告』への反発もあって選挙権の拡大を求める労働者の州憲法制定要求運動が本格化していた。この運動はやがて州北部の諸タウンに波及し、ついにはこれらのタウンの代表からなる州憲法制定促進会議が1834年2月に開催されることになった。『演説』は、この会議にプロヴィデンス代表として選出されたドアが作成した同会議の活動方針である。また、これはドアが初めて公にした人民主権論でもある¹⁴。

第三は、1842年2月に発表された『ロードアイランド州の人民の制憲権に関する九名の法曹家の見解』(以下、『見解』と表記)である¹⁵。この政治トラクトが公刊された時期は、人民憲法が成立し、4月に予定されている州選挙を控えてドア派が既存政府に統治権力の移譲を要求していた時期にあたる。他方、既存政府側は民主・ホイッグ両党の保守派が結成した「法と秩序党」(Law and Order Party)を結成し、ドア派の行動を激しく批判していた。こうした緊迫した情勢のなかで発表された『見解』は、人民憲法の正当性をあらためて州民に訴えかける内容となっていた。

(1) 『報告』に見る伝統的人民主権論

『報告』は冒頭で請願の不採択を州総会に勧告したのち、請願者を州外からやってきた扇動者

と断じてその州外退去を要求するなど選挙権の拡大問題になみなみならぬ警戒心と敵意を示した¹⁶。その理由は以下のとおりである。

選挙権は自由で、代議制をとるすべての政府の起源にして基盤である。それと同時に、選挙権は人民に固有の排他的な特権であって、…人民以外の何ものからも規制を受けない。もし、通常の立法のために選出された人民の代表[州総会一筆者]が選挙権に手を加え、この権利を制限、縮減、ないし拡大することができるとするなら、一方では有権者の一部から意のままに選挙権を剥奪することができることになる。つまり、議員からその地位を奪う権利を有権者から剥奪するのである。そうなれば統治は恒久的な専制政治へと堕してしまっただろう。あるいは逆に選挙権からそれに必要な資格や保護が取り払われてしまい、この権利の価値を低下させてしまうかもしれない。そうなれば、共同体の信頼できる部分によって保たれている選挙権の特権性や安全性が失われ、この権利は党派の具になってしまうだろう。こうした事態はただちに無秩序に、そして独裁にむかうだろう(傍点筆者)¹⁷。

このように『報告』は、選挙権が人民に固有な特権とみなしながらも、人民の代表体である州総会には選挙権問題に介入する権限がないとする。こうした矛盾した論理をハザードが展開したのは、選挙権を「共同体の信頼できる部分」の特権とみなし、それ以外の存在への選挙権の拡大はおろか、そうした存在が選挙権問題に干渉することさえも絶対に認めまいとする固い決意があったからこそであった。

ここでハザードがいう「共同体の信頼できる部分」とはそれまで選挙権を独占してきた土地所有者を指すことはいうまでもない。『報告』は選挙権問題が土地所有者の専決事項である理由を以下のように説明する。

…選挙権を共同体の信頼できる部分に、つまり本州の堅実な土地所有者の手に持たせておくことこそ、我らの父祖が自らの権利、自由、繁栄を守るために不可欠なことと考えたのである。選挙権規則を定める権利があるのは土地所有者ではないだろうか。…それとも、選挙権資格を満たすことがなく、それゆえ選挙権を持たない得体のしれないその他の人間に、…自分には選挙権がなく、奴隷のように扱われている、と不満を述べる権利があるとしてもいっただろうか。このような不満を持つ者は自らの権利をはき違えている。法の定めるところに従って資格を得る権利と、資格なしに有権者になる権利とは違うのである。自らを資格ある存在たらしめる権利は万人に開かれているし、その資格を規定する法は共同体のすべてに等しく適用されている。これ以上のことを主張する者は「無秩序を求める特権、すなわち、社会の安寧をかき乱す特権」を主張しているだけなのだ¹⁸。

以上からは非土地所有者に対する不信感が明らかであるが、そこにはハザード独特の社会契約理解が働いていた。ハザードによれば、人間がまったくの自然状態に存在することはありえず、社会の最小単位である家族のなかで他者と関係を持つことによってはじめて人間が存在するという。すなわち、当初から人間は社会的存在なのであって、社会こそが自然状態なのであった。したがって、個々の人間の権利も社会によって与えられるのであり、その際には社会の安寧が考慮されてしかるべきであったのである。選挙権とはまさに社会の安寧にとって礎となる権利であ

り、社会を攪乱しかねない人間にこの権利を付与することなど到底ありえないことだったのである¹⁹。

このような権利観を有するハザードにとって、選挙権を一部の人間に制限することは人民主権の要諦である「多数派の支配」原理になんら矛盾するものではなかった²⁰。なぜなら、ハザードのいう「多数派」とはあくまでも土地所有者内部のそれに過ぎなかったからである。ここからハザードが人民を土地所有者に限定していたことは明らかであろう。

このような『報告』の言説から浮かび上がってくるのは、かかる人民によって設立される政府の目的である。それは、換言すればハザードがその安寧を強調してやまない社会の理想像といってもよい。この点について『報告』は以下のように述べる。

〔選挙権資格として一筆者〕財産資格が設定された理由は、財産権が我々の偉大にして制約を受けない自然権であることにある。我々は個々に財産を守る権利を有しているし、他者による侵害から財産を保護してくれるよう社会に主張する権利を有している。したがって、財産を獲得、所有する権利を有し、財産が健全にして善き政府によって保護されることに関心を持つ者が立法や政府に発言力と影響力を有するべきなのである。…財産権の保障がないところに、ほかのいかなる権利の保障もない。さればこそ、いかなる立法も財産権に即してなされ、法学の知識のすべては財産権に即して用いられているのである²¹。

この引用に見られるように、人民を土地所有者に限定するハザードにとって、政府の設立目的は財産権の保護にほかならなかった。土地という財産を所有しない者が社会の安寧の攪乱要因として敵視されたのは、まさにこの点にあったのである。

それではなぜ土地所有者のみが社会の安寧を維持するに足る有徳性を有するのであろうか。『報告』の説明はこうである。

たしかに、土地の所有をもってその者が自由民に値するという積極的な証拠とはならない。しかし、例外を合理的な形で考慮したとしても、以下のような可能性が高いのである。すなわち、資格を満たす程度の土地を所有する者、とりわけ自身で土地を獲得した者は、より勤勉で、慎み深く、内実を伴っているということである。そして、そうした者は父祖から受け継いだ遺産を食いつぶしたり、自らの力で土地を獲得できない者よりも、本州にいつまでも居住し、本州にたいして関心と愛着を抱くということである。それは、本州に土地を所有し、その土地を耕作するからである。…そして、ほとんど確かなことといってよいのは、我が国では勤勉で善き振る舞いをするすべての人間、つまり善き市民はそのすべてが土地所有資格を満たすのにさほど時間を要しないということである²²。

このように、ハザードが土地所有者に全幅の信頼を与えたのは、土地所有という事実自体がその所有者の有徳性を雄弁に物語ると考えられたからであった。

以上のように、『報告』に見られる伝統的人民主権論の特質は、有徳性を土地所有のみに見出すことによって人民を土地所有者に限定し、かかる人民によって設立される政府の目的を財産権の保護とした点にあった。こうした政府を安定的に運営するための不可欠の前提として、選挙権は自由民という名の土地所有者のみに付与されなくてはならなかったのである。

(2) 『演説』に見るドアの人民主権論

『演説』は州総会に対する痛烈な批判から始まる。その理由は、植民地勅許状にこの統治体設立の根拠があるため、建国後も統治の三権が未分化のままこの三権を州総会が掌握しつづけていることにあった²³。それゆえ、『演説』は州総会を「万能」と皮肉をこめて呼ぶのであるが、『演説』が問題にするのはその州総会がもはや人民の意思を反映する代議体ではなくなってしまう点にあった。いうまでもなく、その原因は州下院の議席配分方式と選挙権資格にあった。

まず前者については、これが現実の人口動態と齟齬をきたしていることが指摘されたのち²⁴、以下のような「多数派の支配」論が述べられた。

共和政政府、あるいは代議制民主政を定義するにあたって、その核心となるのは、そのような政府とは公正で平等な議席配分をつうじて確定された多数派の意思に由来するということである。…少数派が多数派の意思を支配する政府は共和政政府であろうか。そのような政府はどのような形態を取ろうとも、実質的には寡頭政治と、すなわち少数派による支配といえないだろうか。…本州の立法権は代表の不平等のために有権者の三分の一に満たない者たちの手に握られている。この者たちが議員の多数派を選んでいるのである。本州のような小州において、立法業務に携わる少数の政治屋（political manager）は自由民の三分の二、そして人口の四分の三の意思に反して多数派を意のままに支配し、州全体を支配しているのである。…代表の真の基礎は合衆国憲法によって採用された基礎に、すなわち人口に置かれるべきである。なぜなら、議員が代表するのは、その直接の構成要素である自立した自由民だけでなく、自由民に依存するか、自由民と関係を持つ万民の利害でもあるからである²⁵。

このように、ドアの「多数派の支配」論においては、多数派の母数になるのはハザードがいうような自由民人口ではなく、州の全人口であった。引用に明らかなように、議会に代表されるべき利害とは土地所有者だけでなく、すべての人間の利害でもあったからである。以上の代表論で姿を現し始めたドアの人民主権論はつづく選挙権論において一層詳細に展開される。

ドアの選挙権論の特質はこの権利を自然権と把握している点にある。『演説』によれば以下のとおりである。

法を制定し、それを執行する者の選択に参加することは自然権である。自然権は縮減されえないし、最大多数の最大の善を考慮したうえで厳かに命じられない限り停止されることもない。ここで言う最大の善とは、たとえそれが多数であっても一部の人民にとっての善ではなく、州の全人口にとっての善である。…選挙権は政府に関するあらゆる問題にたいして自らの意見を提出したり、それを差し控えたりする権利である。かつまた選挙権は政府が自らの同意に反して形成されたならば、その管轄権から撤退する権利であり、国家を構成する家族のあらゆる人間が有する権利である²⁶。

このように、ドアは選挙権とは政府が創出した権利ではなく、生命、自由、財産に対する権利と同様に政府の設立以前から人間が有していた権利であることを主張する。したがって、政府が自然権たる選挙権の行使によって設立された以上、政府が選挙権を付与することなどありえな

かったのである²⁷。

政府の設立目的に関しても、それを財産の保護に求めるハザードとドアとは明らかに異なっていた。ドアによれば、その目的は「神によって与えられた所与の権利をより確かなものにして、最大多数の最大幸福を確保する」ことにあった²⁸。すなわち、政府は万人が有する自然権を他者の侵害から保護するために設立されたのであり、『報告』が述べたように財産権を保護するためではなかったのである。

以上のような全人民の最大幸福を保障する政府を設立する手段としてドアが主張したのは、政府の権限と責務、ならびに選挙権をはじめとする市民の権利を定めるべく、人民が主権者として州憲法を制定することであった²⁹。すなわち、ドアにとって人民の主権とは制憲権にほかならず、この権利は土地所有者のみならず、独立革命をたたかった人民全体が、そしてその子孫が留保しているはずなのであった³⁰。さらに、ドアは制憲権の行使方法について以下のように述べる。

いっときたりとも疑うことができないのは、ロードアイランド州の人民が（その固有の主権のもとに）制憲権という先天的な権利を有するということである。したがって、人民が自らの手で作成した憲法のもとに政府を設立することが適切と考えたときには、すべての善良な市民はいつでもその権利を行使できるのである³¹。

以上のように、ドアの人民主権論は『報告』とは明確な対照をなしていた。すなわち、ドアは人民の範囲を州の全人口に拡大し、その人民を代表する政府の目的は州民すべての利害を保護することにあることを主張したのであった。したがって、議席配分の基礎は人口におかれるべきであり、選挙権も土地所有という軛から解き放たれるべきであったのである。そして、その実現手段としてドアが主張したのは、人民が主権としての制憲権を行使し、人民の手によって統治の基本法である州憲法を制定することであったのである。

そうとはいえ、『演説』はあくまでも州総会に対して州憲法会議制定会議の招集を要求する段階にとどまっていた。しかし、次に見る『見解』になるとドアの人民主権論は人民の直接的制憲行為を正当化する段階へ移行するのである。

(3) 『見解』に見るドアの人民主権論

『見解』においてドアは独自の人民主権論を本格的に展開する。それは、人民には無条件かつ直接的に行使できる制憲権が与えられているとする人民主権論、すなわち「人民制憲主権論」(Popular Constituent Sovereignty) と呼ぶべきものであった。

『見解』ではまず主権の機能が以下のように説明された。

州主権という文言は、州民のための政府の設置規定を定める至上にして最高の権限と理解されており、この権限はこの国の共和主義理論のもとでは人民に存すると考えられている。この権限が立法府の権限に優越するのは当然のことである。なぜなら、立法府はかの至上の権限に由来し、その権限によって創られるからである。かつまた、立法府は人民が定めた根本的規則に従って、すなわち人民の意思が表明された憲法をつうじて、その機能を果たすからである³²。

このように『見解』は、人民主権における主権とは制憲権にほかならないこと、そしてこの権限は人民が留保していることをあらためて宣言する。しかし、『見解』によれば、ロードアイランド州の人民は主権が侵害された状態におかれていた。なぜなら、独立革命によって主権がイギリス国王から人民全体に移転したはずにもかかわらず、同州では人民が土地所有者に限定されたままであったからである。そのため、彼らが州総会を独占的に支配することになっただけでなく、この統治体が人民よりも上位の存在とみなされてしまうことにもなったのであった。しかしながら、政府と人民の関係はその逆であることを『見解』は以下のように説明する。

アメリカの統治制度においては主権と立法権は明確に区別されており、後者は明示的であれ、黙示的であれ、前者の同意に由来する。それゆえ、全人民による主権の行使がなされないまま、長きにわたって自由民が立法権を行使する事態などありえないのである。人民は主権の行使に関して適切な時期が来たと判断すべきである。…主権の行使はその性質から言って慎重であるべきではあるが、主権そのものは〔独立宣言の発布から一筆者〕65年たったいまでも人民から失われてはいない。代理者は本人に代わって行為するのであって、議会もまた主権者の同意のもとに行為するのである。しかし、いずれの場合においても、権限の源は本来のところにあるのであり、与えたものを撤回する権利も本来のところにあり続けているのだ。同意によって与えたものは同意を与えないことによって取り除くことができる。政府が正統性を有するのは人民が同意を与えたがゆえとするなら、同意しないことをはっきりと示すことで政府を無効にできるのである³³。

それでは、その主権を人民はいつ、いかなる方法で行使できるのであろうか。『見解』はそれらについての決定権もまた人民が留保しているとして以下のように述べた。

主権を行使する時期は人民によって決定される。人民は主権を行使する必要性についても判断する。…全面的な改革の必要性は過去40年のうちにいよいよ高まった。そして、人民の判断によって、いまやそれが明白になった。人民がいかなる方式の手続きを取るかは重要ではない。このことについて判断するのは人民であるからだ。適切な時期が来たと判断すれば、1,500人につき一人の割合で選出された者が憲法を作成するのである³⁴。

ここでドアが意識していたのは既存政府側からの批判であった。それというのも、人民憲法の無効性を訴える彼らは、その根拠を一連の憲法制定手続きが州総会の認可を一切得ることなく進められたことに求めていたからである。しかし、ドアはそうした手続きが不要であると主張する。なぜなら、人民の制憲権は制憲方式の決定権に優る権利であり、人民は自らが適切と考える方式で憲法を制定できるからであった。そもそもドアによれば、人民の代理体にすぎない州総会が憲法問題について関与できるのは憲法の制定を人民に「要請」することだけであった。なぜなら、既存政府側が主張するように州総会の承認がなければいかなる州憲法も無効とするならば、それは事実上、制憲権が州総会にあることを認めてしまうことになるからであった。

以上から、『見解』は人民憲法が「違法に」(against law)ではなく、「法なくして」(without law)制定されたとする³⁵。ただし、ここでいう法とは州総会の「要請」を指すにすぎず、それには法的拘束力はないのであった。それゆえ、『見解』は人民憲法の制定過程にはまったく瑕疵

がなく、この憲法が正統な憲法であることを結論したのであった。

最後にドアは、制憲権の所在を曖昧にするハザードのような伝統的人民主権論者に対する批判を述べて『見解』を締めくくった。

人民憲法に反対する者はこう述べている。人民にはその手で憲法を制定する権限はない、そして州総会にも憲法を制定する権限がない、と。そして、その権限を持っていないはずの州総会が招集し、認可を与えない限り、土地所有者や自由民にも憲法を制定する権限がない、と。かくして、本州には憲法を制定する権限がどこにもないことになってしまったのである。当然のことながら、人民はその権限が自身に存することを明確にし、その権限を行使したのである³⁶。

以上に見たように、ドアの「人民制憲主権論」は当時のロードアイランド州の特異な状況を背景に構築された人民主権論であったといえる。すなわち、同州においては州憲法が制定されていなかったからこそ、ドアは主権者とは誰か、主権とは何か、そして主権はいかに行使されるべきかといった人民主権の本質に関わる問題を論じることになったのである。そしてドアは主権者としての人民とは州の人口すべてであること、その主権とは制憲権にほかならないこと、そしてその権限の行使にはなんら制約が課せられるべきではないことを主張し、「人民憲法」の正統性を訴えかけたのである。

IV アメリカ立憲主義史におけるドアの人民主権論の位置

以上のように、ドアの人民主権論の特質は人民の直接的かつ無条件の制憲権を主張した点にあった。本論の冒頭で指摘したように、従来の研究はこの点を「急進的」とみなし、「反乱」に批判的な評価を下してきた。その背景には合衆国の人民主権原理の確立に関する一般的理解があったこともすでに述べたとおりである。

しかしながら、ここで注意すべきは、『見解』がその後半部において建国期に唱えられた人民主権論を多数引用していることである。そのなかには、ワシントン、ジェファソン、マディソン、ハミルトン、および多数の合衆国裁判所判事の名が含まれている。たとえば、アメリカ独立宣言の署名者にして合衆国憲法の草案作成の中心人物であったジェームズ・ウィルソンの議論は以下のように引用されている。

まったく疑う余地がないのは、すべての人民における多数派にはその意のままに政府を改廃できる権利があるということである。…私がいう原理とは以下のとおりである。すなわち、社会における至上の権限、つまり主権は市民全体に存し、それゆえ、市民全体には自らが適切と考えるのであれば、いついかなるときでも、そしていかなるやり方でも憲法を改廃、修正する権利が与えられているということである。…真実はこうである。我々の政府において、至上にして絶対的な、そして無制約の権利は人民が留保したままであるということである。憲法が立法府に優越するように、人民は憲法に優越するのである（傍点は原文ママ）³⁷。

以上のウィルソンの人民主権論にはドアの議論とみまがうかのような響きがある。このことはドアの議論が1830年代以降に突如として生まれた「急進的」思想にもとづくものではなかった

可能性を提起する。このことを検証するために、以下では建国期に目を転じよう。

建国期における人民主権論の構築過程を分析したクリスチャン・フリッツによれば、当時合意された人民主権論とは以下のようなものであったという。すなわち、人民は「主権者」として統治構造と人民の権利を確定すべく成文憲法を制定する権限を有する。さらに、人民は一方では「治者」として選挙をつうじ政府に自らの代理を送る権限を有し、他方では「被治者」として同意や請願、および抗議をつうじて政府を監視する権限を有する³⁸。このように建国期には人民の権能が三つの側面に分けられ、それぞれには固有の権限があることが確認されたのであった。

しかしながら、以上のことが合意されながらも建国後には二種類の人民主権論が対抗的に展開したことをフリッツは指摘する。筆者なりに要約すれば、そのひとつは「共和主義的人民主権論」である。この議論によれば、人民は徳性の多寡によって自然と序列化されるため、人民のすべてが統治に直接的に関与することは望ましくないこととみなされる。したがって、この人民主権論は、政治参加の手段である選挙権も徳性を有する者に限定されるべきであり、その者たちによって政府が設立された後は、主権は政府に移転するという立場をとるのである³⁹。

いまひとつの人民主権論は「民主主義的人民主権論」である。この議論は前者とは違って人民がすべからず徳性を具備していることを前提とする。そのため、選挙権の拡大には積極的な立場をとる。しかも、この議論においては、政府はあくまでも人民の代理体であって、人民に対する「奉仕者」(servant)とみなされるため、主権は政府設立後も人民が留保していることが強調される⁴⁰。

このふたつの人民主権論を分かつ最大の相違点は、主権者としての人民が有する制憲権の行使要件である。政府の主権性を主張する前者は、当然のことながら、政府の改廃を意味する憲法の作成・修正に際しては、政府の事前承認を得ること、そして定められた手続きを遵守することを不可欠の要件とする。他方、人民による主権性の留保を主張する後者は、人民の代理体にすぎない政府が人民による主権の行使に干渉することはありません、制憲にあたって政府の事前承認は不要とみなす。また、制憲手続きに関しても、それは過去の多数派が定めたにすぎないため、後代の人民がそれに拘束される理由はないとする。

以上の人民主権論の二類型をみれば、本論で検討したロードアイランド州の人民主権論のうち、ハザードの議論は前者の、ドアの議論は後者の系譜に連なることは明らかであろう。したがって、「反乱」もけっして急進的な暴徒による統治権力の篡奪行為ではなく、建国期の「もうひとつの人民主権論」にもとづいた異議申し立てとみなすことができよう。

V おわりに

1844年7月に反乱罪のかどで終身刑の判決を受けたドアはプロヴィデンスの監獄に収監された。しかし、その後州内に発生したドア釈放運動を受けて、1845年1月にドアの釈放が決定した。さらに、1851年の民主党による州政権奪回後、ドアは政治的、市民的権利を回復し、死の直前の1854年には反乱罪にたいする有罪判決も取り消された。ドアの処遇をめぐるこのような政治的決着は、同時代人が「反乱」の正邪について明確な判断を下すことができなかったことを物語る。すなわち、合衆国は建国後半世紀以上を経過しながらも人民主権について明確な定義づけをすることができていなかったといえるのである。

本論で検討したように、ドアの人民主権論が一定の支持を得たのは、それが人民を広義に解釈し、人民の主権とは政府改廃権としての制憲権にほかならないことを宣言したことにあつたとい

える。換言すれば、ドアの人民主権論はそれまで自由民の範疇から排除され、統治へのアクセス権を拒絶されていた人々の主権者意識を強烈に刺激したのである⁴¹。したがって、ドア派の行動を反乱という統治者側の視線でとらえてしまうことは、建国期以降も存続していた「もうひとつの人民主権論」によって醸成された民衆の主権者意識を無視してしまうことにつながりかねない。

ところで、「反乱」の正邪について明確な判断が下されなかったことにより、うえで述べた主権者意識はその後の合衆国において存続しつづけたと考えられる。それが、一方では南北戦争という国家分裂を促した南部州権論に一定の理論的根拠を提供した可能性がある。この点の解明については今後の課題としたいが、他方でこの主権者意識は合衆国のポピュリズムの源泉となったとも考えられる。現代においてポピュリズムはその大衆迎合的側面をもって批判的に語られがちである。しかし、その語の由来となったのは19世紀末の合衆国で展開した人民党（People's Party）運動であった。その担い手となった西部や南部の「忘れられた」農民たちは生産者階級としての矜持から自らを人民主義者^{ポピュリスト}と名乗り、大資本の擁護に明け暮れる既存政党に挑戦したのであった。こうした草の根型ポピュリズムの原型は「反乱」に求めることができるのではないだろうか。

附記：本論は、2107年5月21日に一橋大学で開催された日本西洋史学会第67回大会における研究報告を再構成したものである。

なお、本論はJSPS 科研費 JP 15558942 の助成を受けた。

註

- 1 合衆国の建国後、州憲法を制定しなかった州はロードアイランド州とコネチカット州の二州のみであったが、後者は1818年に州憲法を制定した。ちなみに、ロードアイランド州は中央集権的国制の成立を危惧し、合衆国憲法制定会議に代表を派遣しなかった唯一の州としても知られる。
- 2 Arthur M. Mowry, *The Dorr War: Constitutional Struggle in Rhode Island* (1901; reprint ed., New York: Chelsea House, 1970); Marvin E. Gettleman, *The Dorr Rebellion: A Study in American Radicalism* (New York: Random House, 1973); George M. Dennison, *The Dorr War: Republicanism on Trial, 1831-1861* (Lexington: University Press of Kentucky, 1975); Patrick T. Conley, *Democracy in Decline: Rhode Island's Constitutional Development, 1776-1841* (Providence: Rhode Island Historical Society, 1977)。なお、「反乱」の研究史論文としては、Erik J. Chaput, “‘The Rhode Island Question’: The Career of a Debate,” *Rhode Island History* 68-2 (Summer/Fall, 2010) を参照。なお、日本においては「反乱」の本格的な研究は存在しないが、かつて筆者はドア派の人種差別的側面を以下の論考で考察した。拙稿「『ドアの反乱』と黒人選挙権—アンテベラム期アメリカ合衆国における選挙権拡大闘争の一断面—」（東北大学『国際文化研究科論集』第17巻、2009年）。
- 3 その根拠として指摘されるのが、立法府については人民の直接選挙によって選出される下院に対して州議会によって選出される上院を対置したこと、行政府についてはその長である大統領の選出に際し選挙人団を介在させる間接選挙制を採用したこと、大統領には立法権を制約する強大な権限（拒否権）を付与したこと、さらには「共和政保障条項」により人民の反政府行動を阻止せんとしたこと、などである。
- 4 Christian G. Fritz, *American Sovereigns: The People and America's Constitutional Tradition before the Civil War* (New York: Cambridge University Press, 2008)。
- 5 イギリス国王チャールズ2世によって1663年に下付された勅許状は選挙権を自由民に付与することを定めただけであったが、その後、自由民とは一定額の価値を有する土地の所有者と解釈されたため、事実上、土地の所有が選挙権資格となったのであった。その土地価格は時代とともに変化した。建国後に制定された1798年法は植民地期末期の40ポンド規定を引き継ぎ、134ドル（もしくは年賃貸価格7ドル）の土地を所有する成年

- 男子（および20歳以上、21歳未満のその長男）に選挙権を付与した。また、州下院の議席配分規定はニューポートに6議席、ボーツマス、ワーウィック、プロヴィデンスに各4議席、新設のタウンには2議席を配分するとした勅許状の規定を受け継いでいた。
- 6 ロードアイランド州では1824年と1834年の二度にわたり州憲法会議が招集されている。しかし、その会議の代議員は従来の選挙権資格にもとづいて選出されたため、いずれにおいても選挙権資格や従来の統治構造を変更する試みは拒絶され、州憲法が制定されることはなかった。Conley, *Democracy in Decline*, 184-213, 236-268. なお、1830年代初頭にプロヴィデンスの労働者が展開した選挙権拡大運動については、拙稿「アンテベラム期アメリカ合衆国における労働者の反知性主義—セス・ルーサーの人民主権論を中心に—」（東北大学『国際文化研究科論集』第24巻、2016年）。
- 7 Jerrod G. Rusk, *A Historical History of the American Electorate* (Washington, D.C.: CQ Press, 2001), 71.
- 8 投票率については、Ibid. また、1840年時点の成年男子人口は約2万3千人であったが、このうち選挙権を有する者は1万人に満たなかった。Conley, *Democracy in Decline*, 296.
- 9 ドアは1805年にプロヴィデンスの名家の長男として生まれた。家系的にも経済的にも恵まれたドアはリベラルアーツにもとづく教育で知られたニューハンプシャー州のフィリップエクスターアカデミーを卒業後、ハーバードカレッジに進学し、ここを優秀な成績で卒業する。その後、ニューヨーク市で当代随一の法律家として知られたジェームズ・ケントの啓咳に接するなどして法学を究め、1831年末に故郷プロヴィデンスで弁護士業を開業する。その後、ドアは州政界への進出をはかり、1834年にホイッグ党から州下院議員に当選するが、ほどなくして労働者の選挙権拡大運動と連携して「立憲党」Constitutional Partyを立ち上げる。1834年の州憲法会議の招集はドアの尽力によるところが大きいとされる。その後、ドアは教育改革や銀行規制、奴隷制廃止運動にもかかわり、1838年には民主党に鞍替えする。このような改革志向のドアが再燃した選挙権拡大運動の指導者となったのは当然のことであった。以上のドアの経歴については、Erick J. Chaput, *The People's Martyr: Thomas Wilson Dorr and His 1842 Rhode Island Rebellion* (Lawrence: The University Press of Kansas, 2013), ch.2.
- 10 ドア派は1841年7月に成年男子普通選挙制のもとで州憲法会議代議員選挙を実施し、10月に同会議を開催した。ドアが議長を務めたこの会議は約一ヶ月で憲法草案の作成作業を終え、同草案は12月に成年男子普通選挙制のもとで実施された州民投票によって圧倒的大差で承認された。
- 11 その結果まとめられたのが1000頁を越える大部の調査報告書、U.S.Congress, House, *Interference of the Executive in Affairs of Rhode Island*, Report No.546, 28 Cong., 1 sess.,1844である。本報告書はドアの盟友であるエドモンド・パーク下院議員（ニューハンプシャー州選出）によって作成されたため、別名 *Burke's Report* と呼ばれる。以下では本資料をこの名称で表記する。
- 12 *Report of Benjamin Hazard on the Extension of Suffrage, in 1829, Burke's Report*, 377-401. なお、州総会とは州上下両院の合議体であり、州の正副知事もその構成員であった。
- 13 *An Address to the People of Rhode Island from the Convention Assembled at Providence, on the 22d Day of February, and again on the 12th Day of March, 1834, to Promote the Establishment of a State Constitution* (Providence, 1834).
- 14 その後、この会議は州憲法制定を公約に掲げる「立憲党」Constitutional Partyを立ち上げ、州政界への進出を試みることになる。その際、『演説』は同党の綱領として採択された。
- 15 Thomas Wilson Dorr et.al., *The Nine Lawyer's Opinion on the Right of the People to Form a Constitution* (Providence,1842).
- 16 *Burke's Report*, 377-378.
- 17 Ibid., 378.
- 18 Ibid., 381.
- 19 Ibid.
- 20 Ibid.,382-383.
- 21 Ibid.,384.
- 22 Ibid., 385.
- 23 勅許状が植民地総会に付した権限とは、総会開催の時期・場所の変更権、自由民の認定権、官職創出・任命権、政府の法・形態・儀式の設定・撤廃権、裁判所の創設権と判事任命権、選挙方法の決定権、新たなタウンの設置権、およびその他必要と認められるすべての事柄に関する指示・命令権であった。*An Address to the People of Rhode Island from the Convention*, 16. なお、行政官である州の正副知事も州総会の一員であったが、州知事は立法

に対する拒否権は持たず、戦時の指揮権も制限されていた。さらに、州総会は州最高裁判決を不服とする請願の受理権も有していたため、事実上の最終審の機能を果たしていた。

- 24 Ibid., 20-22. すでに述べたように、州下院議席配分規定は植民地総会のそれを受け継いでいた。その結果、1830年時点で以下のような議席数と人口との不均衡が発生していた。すなわち、州南部のニューポートカウンティに属する7つのタウンの人口総数は16,535人であったが、これらのタウンには総計で20議席が配分されていた（議席当人口は827人）。これに対し、州北部のプロヴィデンスカウンティに属する10のタウンの人口総数は47,020人であったが、これらのタウンには総計で22議席しか配分されていなかった（議席当人口は2,137人）。以上の数値は、Peter J. Coleman, *The Transformation of Rhode Island, 1790-1860* (Providence: Brown University Press, 1963), 256より筆者が算出した。
- 25 *An Address to the People of Rhode Island from the Convention*, 23.
- 26 Ibid., 26.
- 27 Ibid., 28.
- 28 Ibid., 29.
- 29 Ibid., 30.
- 30 Ibid., 31.
- 31 Ibid., 32.
- 32 Dorr et.al., *The Nine Lawyer's Opinion*, 68-69.
- 33 Ibid., 71.
- 34 Ibid., 73-74.
- 35 Ibid., 75.
- 36 Ibid., 77.
- 37 Ibid., 84.
- 38 Fritz, *American Sovereigns*, 6-7.
- 39 Ibid., 37-44.
- 40 Ibid.
- 41 ただし、人民憲法においては選挙権が白人成年男子に限定されていた。その点で、ドアの人民主権論の実践である「反乱」に人種差別的な側面があったことは強調しておきたい。実際、ドア派が黒人を選挙権から排除したことによって、州内外の黒人はドア派から離反し、これが結局は「反乱」が失敗した一因となった。この点に関しては、拙稿、「「ドアの反乱」と黒人選挙権」参照。